

## 令和3年度 第2回愛知県特別支援教育連携協議会 議事録

日 時 令和4年1月28日（金）  
午後2時から午後3時半まで  
会 場 東大手庁舎 2階 研修室A

### 1 開会

### 2 学習教育部長挨拶

本日は、第2回目の開催である。愛知県にまん延防止等重点措置が出されている中であるが、本県の特別支援教育の推進にあたり、多大な御尽力をいただいていることに敬礼を申し上げる。

新型コロナウイルス感染症は、今年に入り、小中学校・高等学校・特別支援学校において、昨日までに約4600人の陽性が報告されている。これは、名古屋市立や私立、国立等を除いた数である。第5波の昨年8月が1758人、9月が1815人であったので、たいへん厳しい状況となっているが、引き続き、感染防止対策を徹底しながら教育活動を推進していきたい。

本県では、2019年度から2023年度までの5年間を計画期間とする、第2期愛知県特別支援教育推進計画、通称、愛知・つながりプラン2023に基づき、障害の有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現に向けた特別支援教育の一層の推進を目指して取り組んでいる。近年、特別な支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にある。そのような情勢の中、「支援情報の確実な引継ぎによる一貫した支援と教育・医療・保健・福祉・労働等の各関係機関の連携による支援体制の構築」はこれまで以上に求められている。

本日は、第1回でいただいた御意見を基に、委員会を開催して作成した「個別の教育支援計画啓発リーフレット」について、また、「発達障害等関連事業」について報告させていただいた後に、愛知県の特別支援教育の推進のために関係機関が連携し、特別な支援が必要な子供に対して、生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について、協議をお願いしたい。

委員の皆様方から、本県の特別支援教育について、率直な御意見をいただきたい。

### 3 会長挨拶

この会が、本県の特別支援教育の発展にとって意義のある会になるよう、最後までよろしく願います。

### 4 副会長挨拶

先回の会で、特別な支援を必要とする子供の情報の確実な引継ぎを図るために、個別の教育支援計画啓発リーフレットについての協議がなされた。支援は子供と保護者の目線で取り組まないと、子供の困り感や保護者の思いが伝わらないのではないかとの御意見を聞き、改めて特別支援教育の充実には、教員目線だけでなく、子供・保護者の目線が大切であると強く実感した。

ここまで、総合教育センターでは、特別支援教育課をはじめ、本庁各課と連携し、初任者から2年目・3年目・中堅教諭・各主任・管理職など様々な立場の教員への研修活動を行っている。特別支援教育に関する研修では、子供と関わる際、「先生が困った子」ではなく、「子供が困っている」という子供目線の立場に関わり、支援のきっかけや方法を探してほしいと話している。

また、相談事業においても、学年や学校が変わったときに起こる支援の継続について、保護者から不安の声をよく聞く。学校と保護者との連携を確実にするためには、個別の教育支援計画の作成と活用は必須であると認識している。

本日は、参加された委員から御意見をいただき、具体的な連携をした支援につながるよう、議論を深めていきたい。

## 5 議事

〔報告事項〕

(1) 令和3年度愛知県特別支援教育体制推進事業の実施状況等について

(2) 「個別の教育支援計画」啓発リーフレット等について

—資料2・3により事務局から説明—

(3) 令和3年度発達障害等関連事業の事業内容について

—資料4によりあいち発達障害者支援センター、資料5により就業促進課、資料6により産業人材育成課から説明—

〔協議事項〕

愛知県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組について

—事務局から協議のポイントの説明—

会長        まず、市町村特別支援教育連携協議会等について、資料にあるAとEの地区に所属する委員がいるので、もう少し詳しく説明してほしい。

—委員からAとEの地区について説明—

会長        特別支援教育連携協議会については、全国的に様々な取組がなされているが、地域によって差もある。今の紹介のような先進的な地域の取組を広く周知して、他の地域の刺激になるとよい。もともと、福祉の分野で自立支援協議会が地域で取り組まれていて、その後、特別支援教育連携協議会が広がってきた。そのため、自立支援協議会がしっかりしている地域は特別支援教育連携協議会もしっかりしていると思う。今の件について、御意見をいただきたい。

委員        連携ということで、重要なテーマだと思っている。介護保険では地域包括ケアの実現のために保険者の情報を電子ネットワークで共有し、医療や介護などが連携する情報共有ツールを多くの市町村で使っている。これを障害者版の地域包括ケアシステムの整備に使えないかということで、本年度から医療療育総合センタ

一で「このはネット」という名称で運用を始めている。これを医療的ケア児の情報共有ツールにも使っていきたい。医療的ケア児とその家族を中心として、医療機関や訪問看護ステーション、福祉事業所、教育機関、行政などを電子ネットワークでつなぐことで、関係機関が情報を共有でき、連携がスムーズにできると考えている。医療的ケア児の家族に対する支援に関する法律が9月に施行され、活用が進むことになると考えている。学校や保育所でも安全に医療的ケアを行うために、日頃から医療的ケア児に対して支援を行っている関係機関と連携することがとても大事なので、こういったことにも使っていきたい。ただ、これはツールなので、どう使うのかは現場の支援者のやり方だと思う。丁寧に説明しながら使っていきたい。

会長 福祉から話が聞けたので、次に労働局から話を伺いたい。

委員 労働は、学校や圏域の方が深く取り組まれていて、あまり情報は持ち合わせていない。県としては、就職した後の定着に課題を感じており、特に精神障害の方は、他の障害種の方より明らかに短い期間で離職される方が多い。このため、精神障害の方を対象とした支援者付きの就職面接会を開催した。普段から支援されている方が面接会に同席し、必要な配慮等の情報を企業側と共有して、ミスマッチを解消し、定着につなげられるようにした。50名の定員に対し130名の申し込みがあった。障害のある方の特徴や必要な支援を企業が理解した上で採用できるようになれば効果があると思う。

県は企業向けの支援、障害者は愛知労働局で取り組むといった役割分担をしているが、今年度、「初めて働く障害者のためのガイドブック」を県で作成した。今までは企業向けに制度をPRする冊子を作っていたが、働く障害者のためのガイドブックは今まで作ってこなかった。データは県のWebページにアップしている。県内の大学や短大、専門学校、ハローワークにも配付した。様々な支援機関等、障害者にとって有益であろう支援の制度等をコンパクトにまとめた資料である。就労に向けた活動のきっかけとして活用してほしい。

会長 特別支援教育連携協議会は自治体ベースで行われており、小中学校は比較的関わりが強いが、高等学校や私立の学校は連携が難しい。そのあたりの工夫等について御意見を伺いたい。

委員 個別の教育支援計画の引継ぎについて、資料のDの市町村の欄にある「中学からその先の進路先への支援の引継ぎが十分にされていないのではないか」「個別の教育支援計画の作成は広く行われるようになった一方で、連携を図っている関係機関の間での情報共有の仕方、中学校から高等学校への引継ぎの仕方など運用方法については検討事項が多い」は、私も感じているところである。最近、個別の教育支援計画がしっかりと作られて、保護者にも浸透してきたと感じている。様々な通知にも、確実に引き継ぐようにとあるが、誰が、いつ、どのように引き継ぐのかが決められていない。基本的には保護者が高等学校の教員に手渡すことになっているが、保護者の了解を得て中学校から高等学校へ渡してもよいとなっている。数年前までは、入学式の日には保護者が担任に渡すケースもあれば、保健室に持っていくケースもあれば、数日後に中学校の教員が持ってきて高等学校の教員に渡すケースもあった。個人情報であるので、その扱いがとても心配になる。

高等学校で受け取る教員ももちろん個別の教育支援計画がこういったものなのか分かっていないといけないのだが、もしその知識がない人が受け取ると、自分の机の中に入れておしまいになってしまうこともある。一番確かなのは、中学校が保護者の了解を得ていただき、できれば指導要録と一緒に個別の教育支援計画が何人分と書かれた送付状を作成し、こちらも受け取りを必ず出すという形にして引き継いでいけるとよいと考えている。ある市では、中学校に対して、近隣の高等学校に個別の教育支援計画を引き継ぐ際、極力保護者の了解を得てまとめて指導要録と一緒に何通と書いた送り状を付けて渡すようにという通知を出している。高等学校は、様々な市町村から生徒が入ってくる。それぞれの市町村のやり方に合わせたやりとりをすることがなかなか難しいので、県内どこの市町村も同じように中学校から高等学校への引継ぎが行われるとよい。

会長 非常に重要なテーマである。大学も、入学試験の前に、担任も一緒に来て、こういう発達障害や特性があるので入試でもこういう配慮をしてほしいと言ってくる高等学校もあれば、合格が決まり、クラスも決まった頃に突然来られて特性について伝えられ、大慌てで準備をすることもある。このあたりがバラバラである。ツールを作って、小・中・高と上げていくとしても、そこを保護者任せにしていると、結局今の御意見のようなことが起こってしまう。県教育委員会で、個別の教育支援計画を活用するとおっしゃるのであれば、どのように、どんな時期に高等学校にお知らせするのか。入学試験で、そのことを理由に不利益を与えないというのは文科省も言っているので、当然、早くから伝える方がよい。入試の場面でも緊張して、実力を発揮できない子供もいるので、何らかの手続きを決めておいていただけるとよい。これについて、事務局から何かあるか。

事務局 中学生が高等学校を受験する際、障害等で配慮をしてほしいということについては、保護者から中学校長へ、そして中学校長から高等学校へ現状を踏まえて希望する配慮事項を提出するという手続きをしてもらっている。提出された高等学校は、県の場合は複合選抜なので、志願した2校で対応が統一できるように、県教育委員会で調整をして、可能な範囲でできる限り希望に沿う形で入試上の配慮をして受験していただけるようにしている。ただ、高等学校から大学を受験される際には、高等学校によっては大学に情報を上げているところと上げていないところがある。これについて、何らかのことができるか、また、考えていきたい。

会長 私立の学校の立場でお話を伺いたい。

委員 本校では、進学に向けて、あるいは学校生活での友人関係に関わって、個別の教育支援計画を作成している。中学校で作成する上で、小学校からの個別の教育支援計画を参考にして作成をしている。本校には通信制の高等学校があり、そちらとの連携は非常に取れてはいるが、公立高等学校や全日制の私立高等学校との連携はあまり取れていないのが現状である。そこが、生徒たちが進学した後、心配である。進学した後、相談されることが非常に多いので、連携していきたいという思いはあるが、そこまで踏み込めていない。

会長 これまでの議論に関連して御発言があるか。

委員 個別の教育支援計画啓発リーフレットは、本人目線の視点でずいぶん練られた感じになっている。

福祉と医療と教育が連携する際、そこで個別の内容を共有する書類を作るとなると、福祉や医療の分野は、診断であったり、支援区分を定めるところがあったりするので、アセスメントというか、ある一定の指標で、この子はここに入る、この発達段階に来ている、こういった凸凹が見られる、ということについて扱っていくのが習慣になっていると思う。教育現場では、教員がその子の全体を見るというところがあるので、アセスメントをしてからその子に対応するという文化ではない。様々な学校がそれぞれの個別の教育支援計画の作り方をしている中で、アセスメントを取り入れている学校もある。近くの学校の特別支援教育コーディネーターから聞いた話だと、WISCは結構やっているそうだ。しかし、その結果を見て、授業にどのような支援が必要なのか、どんな落とし込みをするのかを考えることは、けっこう難しいことである。個別の教育支援計画やアセスメントシートなどの書類を受け取った福祉や医療の人が、この子供はこういう子なんだという全体像が共有できるような一定基準がないと、教員が作ったものを見たときに、ないよりはよいが、自分たちの分野からすると、全体像が浮かばないこともあると思っている。愛知県ではどんな取組がなされているのかということをもう少し知りたい。

資料2-3の就労に関することである。子供が障害受容ではなくて自己理解を深めることは重要なことだが、健常者でも高校生や大学生が、自分はこんな仕事に向いているからこれくらいはできるなという自己理解は、なかなか難しい。もっと原始的なもので、自分で「今日は動物園に行ってみるんだ」と言えば、動物園に行行って帰ってくるくらいは頑張れるように、自分で決めたことは無理がきくということは、重い障害の子の支援をしていると、よく頭に入れていることである。そこで、個別の教育支援計画を本人が理解できる形で本人に提示するようにしたらよいのではないかと考える。「今年、先生はあなたに、こういうことに重点をおいて授業に取り組みますよ」と、分かる範囲で伝えたらどうか。例えば、朝、自分のバッグを自分のところに掛けることを頑張ろう、ということに取り組みますよ、ということ、本人も入ってやれたらよいと思う。自分のよく知っている特別支援教育コーディネーターと話していて、現場で役に立つ個別の教育支援計画や個別の指導計画とはどのようなものかということが話題になったとき、私が思いついたのは、本人の好きなものと嫌いなことが分かるという、単純なことであり、アセスメントで一番大事なことである。この子が主体的に活動できるようにするために、行動分析的に、何が効果的なのかという情報や初めて出会った教員が対応に戸惑う前に知っていたらよい情報が個別の教育支援計画にあるとよい。現場で役に立つといたら、すごく簡単だけど、その子の好きなことや嫌いなことではないか。

あと、PDCAサイクルという言葉が何度か出てくるが、個別の教育支援計画に記載した支援のうち、これはうまくいかないなということは、どの教員でもあると思う。私も、この子供にこれをやろうと思っても、これは無理だな、この課題はまだ早かった、先にすべきことがあったと、計画が失敗だと思ったことをPDCAサイクルに入れていくと、計画を修正する必要があるが出てくる。このサイクルを学校の組織や連絡協議会の福祉の中で、どれくらいの期間で、なるべく簡単に

回転させるかということも着眼点に入れてほしい。自分の子供の頃は、更新に1年かかってしまっていたので、それが残念な計画なら1年間残念ということになってしまった。アセスメントと、修正や評価の仕方をどのようにするのかということ、様々な分野で共通でもっていたらよいと思う。今の段階では、異分野の人が情報を共有して、お互いに結構壁があるということに気付くことも大事である。本来なら、計画は保護者が作って、本人が分かった上でサポートブックみたいに持ち歩くのが理想である。ただ、個別の教育支援計画の作成に関しては、文部科学省が音頭を取っているので、学校側が作ったものを親がよく知らないということがある。そうすると、当事者感覚が保護者側にはない。引継ぎに関しては、家庭に課題があったり余裕がなかったりするということがあるので、中学校から高等学校に全部持っていくものだという形を取っていただけるとありがたい。本来は保護者が運んでいく、子供が了承して子供が運んでいく、進学時に子供がつまづかないようにするために引き継ぐものだと思う。

会長 連携のテクニカルな部分、アセスメントのアプローチが専門職やそれぞれの担当部局によって違ってくるので、その共通性をどうするのかというところであると思う。

委員 教員は、子供の全体像を見て、子供の日々の姿を見るのは長けているが、尺度に合わせて関わるというのはできていない。県教育委員会からはスクールカウンセラーの時間をすごく増やしていただいている。私は、アセスメントをスクールカウンセラーにもっと依頼しなさいと担任に言っている。学校に終日いることが増えたので、実際に子供を見てくださる、子供を見たうえで保護者に話をさせていただける。だったらそこで、担任がつかんだ実態をスクールカウンセラー目線でアセスメントをして、個別の教育支援計画に落とししていきたい。それを基に、私たち教員が教育の専門家として手立てを考えるということを手掛けたい。学校スタッフが教員だけではない時代が定着してきており、それぞれの専門職をスタッフとして動かすには、アセスメントに対するスクールカウンセラーの活用は大きいのではないかと。個別の教育支援計画が始まったのが平成15年くらいで、計画を作ることに全精力を注いで、計画を作り終わったら書庫にしまっておくという時代があった。そこから、使わなければ意味がないという時代に入り、「計画は大まかに作りなさい。実践として積み上げることで、カリキュラムとなってくる」と言われた。大まかな計画が肉付けされるには使わなければいけないので、最初の計画作成の段階で労力を使い切らないようにしなければならない。自分が特別支援学級の担任のとき、必ず個別の教育支援計画を持って授業をして、時には補助員の方にも持ってもらって、お互いに交換しながら、その日の記録を取り、1年が終わると厚みができたものになる。これで次の年になると、また新たに計画らしきものが整ってくるが、子供は日々変わっていくので、絶対のものではなくて、毎日変わっていく。毎回、当てが外れることが多いので、計画はあくまで計画で、それをいかに使いこなしていくか、使いこなせる計画にするかということテーマに取り組んできた。

最後に、高等学校への引継ぎについてである。本校の新任の特別支援教育コーディネーターが、個別の教育支援計画を持ってきて、「これは誰のものですか」

という質問をしてきた。これは学校のものか、親の持ち物なのか、原本は誰が持つのかという質問だった。今のイギリス教育の発想では学校となる。しかし、個別の教育支援計画ができた経緯を考えると、これは本人・保護者と学校の契約の一部となるので、甲と乙で相互に原本を持つのが理想的なのではないか。親が提案をして、学校が教育サービスを考え、お互いが納得し合ったのならお互いが署名をして1部ずつ持つ。だから、学校は学校で引き継ぐことができるし、親は親で自分のものを持っていて引き継ぐことができる。本来的な個別の教育支援計画の考え方でいくと、現実的には2部ではないかと思う。なかなか引き継ぎにくいのは、市町村や学校単位で、持ち主は誰かというのを現場に任されているところがあるからではないかと考える。この辺りは時間をかけて、県民の皆様の理解を得ながら整理していくのがこれからの道なのではないか。

会長 誰が主体かという、やはり本人である。本人主体の計画なのだが、本人や家族が登場してこないというのが問題だということは様々な方から指摘されている。個別の教育支援計画や担当者の会議に本人や保護者が必ず入るとするのは諸外国では当たり前だが、日本はそういう形になっていない。アセスメントの視点はそれぞれ福祉サイド、医療サイドで違ってくるので、それを埋めるために連携協議会が作られた。個別の教育支援計画も国立の特別支援教育総合研究所でいろいろ議論を重ねたが、実験校的な取組も数多く行い、福祉の視点で多くの専門家を連れて議論して作ってきたものなので、必ずしも学校サイドのものではないとは言える。これは特別支援教育総合研究所のWebページで見られる。この議論は今後も継続していかなければならないが、今後の支援・相談体制の充実に向けての取組はどうすべきか、今までの議論を踏まえて、最後に全体をまとめて御意見をいただきたい。

委員 今日、様々な関係機関が連携しながら、障害のある子供たちの指導・支援に熱心に取り組まれていることがよく理解できた。この協議会の前に特別支援教育課のWebページを見た。様々な取組がされている。例として、中高連携特別支援教育推進校研究が平成29年度から行われ、その研究成果が蓄積されている。また、本日委員の所属する市町村の取組が報告されたように、好事例が様々なところにある。特別支援教育課が取り上げて、トップダウンで落としつけていけるような形になるとよい。ぜひ県内で般化させるようなことをしてほしい。新たな取組よりも、まず、これまでの成果を見直して、それを実践していく形にすることが、まずは優先すべき課題である。例えば、西尾市の特別支援教育への取組は熱心であるが、その取組が県内になかなか広がっていきっていないと感じる。様々な取組を広げていく手立てを考えてほしい。基礎基本に忠実に、ということを改めて見直してほしい。

今日、障害者雇用の現状など、様々な取組の話聞いた。当事者に寄り添った、支援者同席の面接会が好評だったという話であった。支援者目線に寄り添った形の就労に向けての教育を考えながら、18歳になったときに社会に参画できるような子供を育てる教育について、改めて考えたい。社会に出たら意思表示できる社会人にならないといけないが、そのときに、自分自身の言葉で話ができないのであれば、個別の教育支援計画を蓄積したものやサポートブックを就労先に情報提

供するなどが可能であると思った。学校間で引き継がれたツールをぜひ社会にもつなげていけるような形を考えてほしい。

会長 好事例を普及させる、その地区で終わらせないようにすることは非常に重要である。これまでの蓄積を他の地域へもつなげていけるとありがたい。

## 6 その他

### —事務連絡（事務局）—

議事録をWebページに掲載予定であること

## 7 特別支援教育課長挨拶

本日、会長、副会長には議事運営でお世話になった。また、委員の皆様方には、特別支援教育に関わる様々な立場から本県の特別支援教育体制推進について貴重な御意見を賜り、誠にありがたい。

県の特別支援教育の推進のために、関係機関が連携し、特別な支援の必要な子供に対して生涯にわたって一貫した支援を行うための取組をテーマとして、協議を進めた。その中で、特別な支援が必要な子供に対して関係機関が連携して進めている取組について、貴重な御意見をいただいた。特に、個別の教育支援計画について、様々な角度から御意見をいただいた。また、様々な御意見の中から、今後の取組のヒントをいただいた。いただいた御意見を基に、教育、福祉、医療、労働等が一体となって一貫した支援を行えるように、関係機関のネットワーク強化に取り組みたい。今後、第3期愛知県特別支援教育推進計画の作成にも取り組むので、本日いただいた御意見を参考にしながらその計画につなげたい。これからも、御支援・御協力をお願いしたい。

## 8 閉会